

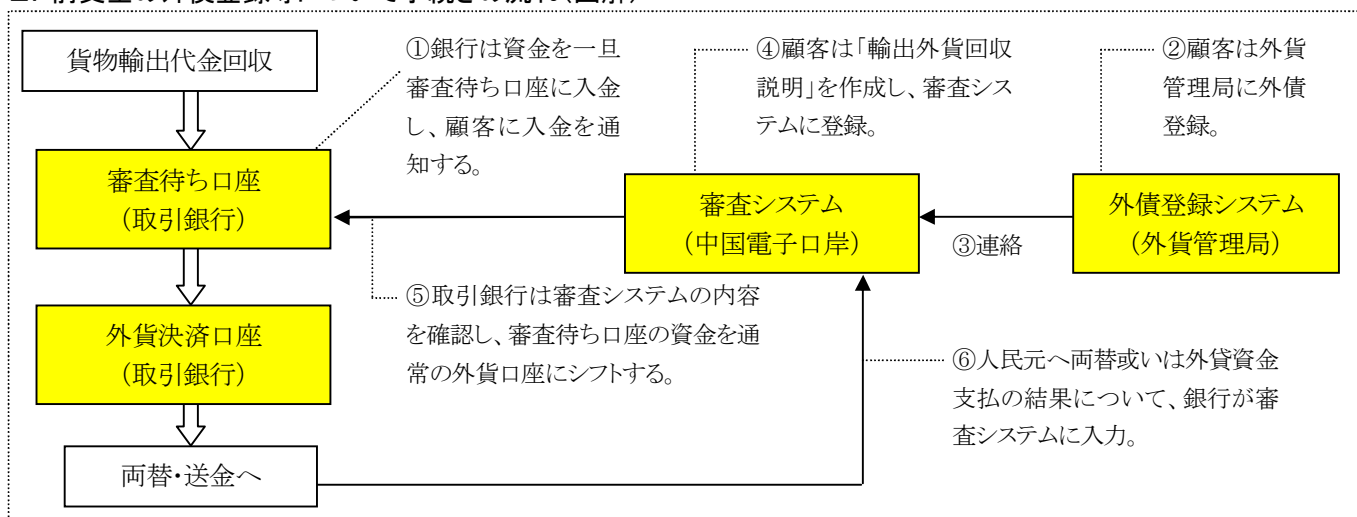
「輸出代金の外貨回収審査システムについて(その2) —前受金、延払金の取扱いについて—

1. 前受金の外債登録について

外債登録	2008年7月14日より、前受金条項がある新規契約を締結する時、或いは前受金の実際回収日から15営業日以内に登録が必要。《本件外債登録については「投注差」(総投資額と資本金の差額)による規制の範囲外。》
「前受金」の外債登録可能額	前受金を受ける企業の前年度の輸出代金外貨回収総額の10%を上回ってはならない。但し、特別な事情がある場合、企業登録所在地の外貨管理局にて外債登録可能額の増加申請が必要。
外債登録の抹消	貨物輸出通関申告日或いは払戻日(貨物未輸出による前受金の返戻日)より15営業日以内に、登録抹消手続が必要。

注) 実質貨物輸出通関申告日が貨物輸出申告日より30日以上遅延する場合、理由書、関連証明等を添えて、企業登録所在地の外貨管理局にて遅延理由等の説明が必要。

2. 前受金の外債登録等について手続きの流れ(図解)



3. 延払金の外債登録について(2008年10月1日施行)

外債登録	2008年10月1日より、延払金条項がある新規契約を締結する時、或いは輸入通関申告した90日後から15営業日以内に登録が必要。
「延払金」の外債登録可能額	延払を取組む企業の前年度の輸入外貨支払総額の10%を上回ってはならない。(従来の規定通り) 特別に事情がある場合、企業登録所在地の外貨管理局にて外債登録可能額の増加申請が必要。
外債登録の抹消	外債登録された延払金は対外支払日より15営業日以内に登録抹消手続が必要。

※延払金に係る関連規定の比較について

旧規定	一契約金額20万米ドル、且つ延払期間が180日を超過する場合、書面による外債登記が必要。
新規定	契約の金額に拘わらず、延払期間が90日を超過する場合、外貨管理局のホームページから外債登録が必要。

今般、新規導入された審査システム、審査待ち口座並びに外債登録システムなどは、今後、更に関連通達等が発表される可能性があります。

以上

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京) 電話 03-5223-5337

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載